

## 1 議 事 日 程

[平成17年太宰府市議会 建設経済常任委員会]

平成17年6月8日

午前 10 時 00 分

於 第 2 委員会室

日程第 1 請願等審査に伴う委員の派遣について

日程第 2 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第 4 請願第 2 号 市道（鶴畑－芝原線）と市道（芝原－朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前  
10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書

## 2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	佐伯 修	議員	副委員長	不老 光幸	議員
委員	中林 宗樹	議員	委員	大田 勝義	議員
”	清水 章一	議員	”	田川 武茂	議員
”	村山 弘行	議員			

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

地域振興部長	石橋 正直	建設部長	富田 讓
上下水道部長	永田 克人	地域振興部次長	三笠 哲生
まちづくり企画課長	清本 保正	観光課長	木村 甚治
産業・交通課長	松田 満男	建設課長	武藤 三郎
用地課長	陶山 清	区画整理課長	大内田 博
まちづくり技術 開発課長	大江田 洋	上下水道課長	宮原 勝美
施設課長	轟 満		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石 純一
議事課長	田中 利雄
書記	満崎 哲也

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 皆さんおはようございます。

それでは、ただ今から建設経済常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の一部改正1件、補正予算1件、請願1件です。

なお、要望書が3件送付されております。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 請願等審査に伴う委員の派遣について

○委員長（佐伯 修委員） 日程第1、「請願等審査に伴う委員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

本日審査いたします日程第4の請願第2号「市道（鶴畑－芝原線）と市道（芝原－朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」、それから審査はいたしません。当委員会に送付されました要望第2号と要望第3号の「公衆用道路（太宰府市大字北谷字岸田206番44）の市道編入についての要望」について、請願第2号の審査の前に、途中、委員会を休憩して、委員全員で現地調査のため、太宰府市会議規則第98条に基づき、議長に対して委員派遣承認を要求したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、本日の委員会では途中休憩し、委員全員で現地調査のため、委員派遣要求を行うことに決定しました。

なお、委員派遣承認要求については、委員長に一任願いたいと思います。

また、現地調査の際は、お手元の資料をご持参ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（佐伯 修委員） それでは日程第2、議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

なお、本議案については、新旧対照表が配布されており、48ページから62ページです。

執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 皆さんおはようございます。

それでは、議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回、これにつきましては、指定管理者制度に伴いまして発生した分でございます。地方自治法第244条の2の改正によりまして、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営について、公共団体への委託から指定管理者制度への移行が必要となったことに伴い、条例の改正を行うものであります。

それから申し訳ありません。新旧対照表をお渡ししておりましたが、変更箇所アンダーラインを引いていなかったため分かりにくく、ちょっとその辺について大変申し訳ございません。

今皆さんにお配りいたしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

ただ今、アンダーラインを引いている新旧対照表を配布しておりますので、それによって審査をお願いします。

それでは、質疑を行います。

どなたか質疑はありませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） この休日の指定なんですけども、この間も質疑等出ておりましたけども、やはりこういう公共施設についての休日、公園だけじゃないですけど、他の分についてもやはり経費がかかるというようなこともありましようけど、やはりその日じゃないと使えないというような方々もたくさんおられますし、特に床屋さんの関係とかは月曜日しか休みがないと、これは公園ですけど、公園も使えない、体育館も使えない、野球場も使えないということになれば、いろんな支障があると思いますので、今回はこう出ておりますけども、今後見直す機会があれば、もう一度公共施設については見直しをしていただければと思います。

○委員長（佐伯 修委員） はいこの件について。

建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 今回先ほど言いました指定管理者制度、民間委託と言いますか、そういうふうになった関係で、どうしても7月から休日を設けるということにしております。今言われましたように本来公園とは皆さんが自由に使う公園ですから、見直しの必要があれば見直さなければならないと思っております。一応そういう意見については意に受け止めたいと思いません。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 早急に見直しがされるようお願いいたします。

これ要望としておきます。

○委員長（佐伯 修委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 月曜日というのは他のいろんな施設を大体みますと、大体月曜日が休館みたいですけど、大体月曜日は全てが休みと捉われるんですけども、先ほど中林委員が言われ

ましたように、その日にしかできないという方もいらっしゃると思いますので、その調整というのはできないものですかね。全て月曜日に合わせる必要はないんじゃないかと。

○委員長（佐伯 修委員） どなたかお答えを。

建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 今回はですね、有料施設として管理運営されております例えば歴史スポーツ公園とか梅林アスレチックスポーツ公園とかそういうところの有料の施設とかですね、そして使用しております分についての休日でありまして、普通の街区公園であります例えば大佐野公園とか、それはずっと開放しております。

○委員長（佐伯 修委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 今回ここに出てきているのは公園条例ということで、公園ですけど、これは関係ないかも分らんけど、全般的な施設、昨日総務文教常任委員会でやっていますけど、全体的に見ますと月曜日が全部休館日になっておりますよね。その辺うまくばらして調整できないものかなと、是非考えてもらいたいと思います。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 今回、昨日総務文教常任委員会で、このことについての論議があつておるということを聞いております。そういう意見があつたということで、今後できる部分については調整を図っていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） この新旧対照表の2枚目に、第4条の2に「1使用者の使用時間は、1日1目的につき2時間以内とする。」と書いておるけども、今どうなんですか。同じく3に「前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、変更することができる。」と書いているけど、これは今までどういうふうに取り扱いしよったのですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） これは、現行どおりで変わっておりません。基本的に例えばテニスコートを使うとかいう場合、1人の方が1日中使うと次の方が使えなくなるということですので、基本的には時間で使用時間の制限はしております。これは現行どおりでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） で、今まで使用する中で、2時間以内で使用許可をしよったのですか。ばってん、2時間以内じゃなく3時間、4時間とかね、そういうようなこともあつたんじゃないですか。これは1日ごとに申請をして。それは最初に申請したときに了解を取りよったわけですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 事前に使用される方につきましては申し込みが要ります。そのときに何時間使うということで申請を出してもらわないと、その場に来てからすぐ使って、じゃあ何時

間というわけにはいかんと思います。だから事前に使用時間数は分かっておりますので、来てからじゃあまた次ぎ使うという許可はできないということです。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 1コート二人ぐらいやったらそりゃよかろうけど、5人も10人も来らっしゃれば、やっぱり2時間ぐらいじゃ足らんですよね。コートもそうないし、だからやっぱり最初からそういうふうに分かって、これは何時間ですよと、それをスムーズに許可できていないのですか、それともできませんよとか、規定は2時間以内だから2時間以上は困るとか、そういうトラブルは今までなかった。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） ちょっとこれは、文化スポーツ振興財団の方で運営委託しておりますので、その中身については詳しく把握しておりません。基本的には申請のときに何時間まで使いますということを先に申し込みにはならんもんですから、その場に来てじゃあもう一つ使おうかということはおそらく無理だと思います。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） だからその辺の問題でトラブルのないように、財団の方には指導するよう一つお願いしておきます。

○委員長（佐伯 修委員） そういうお願いです。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） さっき建設課長のお話の確認ですけども、梅林アスレチックスポーツ公園の場合、有料でグラウンドなんかを使用する場合は、月曜日は休みとおっしゃいましたようですが、あとの公園、いろんなもの。一般の人が使う分は開放しているというふうに言われたような気がするんですけども、管理棟にはじゃあ管理者は月曜日にはいらっしゃらない。で、門は開放するということになるわけですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） その辺がですね、一応門は閉めます。で、上の方にアスレチックがありますよね、本来そこの門を閉めてしまえば入れないから使えないのですが、管理棟にも誰もいないんですよ、管理人が。で、その辺ちょっと先ほど協議したんですけど、万一そこだけ開けとって、じゃあ何か事故があった場合、管理人も誰もいないと、ちょっと緊急措置をしたいとっておいてきても、月曜日たまたま行って事故に遭ったと、何かけがして緊急的に下の管理棟まで行って、連絡なり、緊急措置しようと思っても誰もいなかったとなると、また問題が発生しますので、基本的には門を閉めるということにしております。

○委員長（佐伯 修委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 門を完全に閉めてしまうということになれば、やっぱり簡単に賛成しますというわけにはいかない状況かと思います。確かに有料で使用するのとはっきりしておけば、そこは敬遠できるのでしょうか、そういうふうな共同的な施設ですか、そういうのでは

いろいろ市民の方から異論が出てくるんじゃないかと思います。

それともう一つお聞きしたいと思ったのは、例えば門を開けていたと仮定した場合、グラウンドを自由に使っていいんだけど、従来例えばグラウンドゴルフとかいろんなことで使っていたんですよ。で、たまたま門が開いているから管理者はいなくていいよ、自分たちで使うというふうにして、勝手に使われた場合ですね、一般の人はちょっとそういうことをやっている人に近づいて見張るといことはできなくて、実際は自由開放だけでも、特定の人が従来どおりそういうふうにするという可能性とかそういう問題があるんじゃないかなということをお聞きして、そこをちょっとお聞きしたいと思っておりましたが、今言われましたように完全に門を閉めてしまうということになれば、これはまた違いますよね。だからそのところの調整がまだ少し問題が残っているのではないかというふうに感じていますけど、その点はどうなんでしょうか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 門を開けておくと、さっき言われましたように、本来グラウンドは有料で貸しておりますよね、勝手に使うとなるとまたそこに問題が発生します。そういうことがあるから完全に閉めるということですが、ただ上にアスレチックがございます。まあそういったところの利用者ですね、完全に閉めるとそこも使えない状況なんですけど、仮にじゃあそこだけ使うために門を開けることになるんですよ。じゃあさっき言いましたように何か事故が発生した場合、管理棟があるのに管理人が誰もいないと、門を開けているなら当然そこを使っていいことだから、当然そこに管理人がおらなければならんじゃないかという市民の方もいらっしゃいますもんですから。それと防犯上の問題、あそこ上の方がありますよね、だから目が届かないんですよ、だからもし開けて、中に入られて、今でも自動販売機が壊されたというケースがあるということですので、そういうこともあるもんですから、一応社会教育課の方では閉めたいという考えをもっているようでございます。これはまた十分に社会教育課と協議したいと思います。

○委員長（佐伯 修委員） 他にありませんか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） もともとにかえるわけですが、要するに財団に委託していると、それが指定管理者制度と法律が変わることによって、株式会社でもどこでもできるようになりましたよと、そういう形で条例が制定されて、7月から公募という形になるのですかね。そして、そこで選定するという形になるだろうと思うんですが、公募の仕方というのは、例えばどこどこの公園をいくらで委託しているとか、委託料がありますよね。その委託料の範囲内。金額がやっぱり出ないと業者もいくらでしていいかというのはよく分からないのですが、この指定管理者制度と財団とのただ単に、今まで財団がしよったのが、株式会社でもできるようになりますよと、もうだからお互いその中身で、どこら辺で市民サービスができるかという競争になるんだろうと思うんですけど、ここのところがよく分からないのですけどね。まあそれは国が決め

たことだからしょうがないということでしょうけどね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 今言われましたように実際は民間委託というか株式会社でもできるようになるのですが、そのようになった場合どこまでその住民サービスといいますかね、今まで市がしていた分が、民間委託になってどこまで市民サービスができるかというのが、そこが一番なってくる部分だと思うんですよね、私どももちょっと詳しいあれが分からないもんですからですね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） 今回の議案の第42号に指定管理者制度に関する条例が提案されています。その第2条に「募集」というのがありまして、1号から8号までの書類が必要だとされております。それから協定の締結ということで、第7条に1号からこれも8号まで、こういうことについて協定を締結しなければならないということになっておりますので、きめ細かな積算ができるような資料を市の方に提供するということとなります。それが公募の手続きになります。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 中林委員が議会の方でもこの間、指定管理者制度のお話があったのですが、要するに、今財団に委託していて財団は理事長は助役ですよね、で、助役はあの席で私どもも競争で勝ちますというような話をされたのですが、よく分からないのは助役というのは、執行機関であって管理者を選ぶ方でもあるわけよね、選ぶ方が競争に加わりまして私負けないようにしますという話になってきた場合、本当に公平な競争ができるのかなというのが、あのとときの答弁を聞きながら思ったのですが、その辺はどうなんですかね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） その件については、昨日の総務文教常任委員会の中でも問題提起されました。現状では地域振興部の辞令をもらった職員が、財団事務取扱という形で2足のわらじを履いております。それで、その辺の問題整理が必要だろうと、財団に市の職員そのものがおることそのものがおかしいと、それとか公募して選考委員会をつくりませんが、その選考委員会に財団の理事が入ることもおかしいし、助役はもちろん理事長ですので入るのもおかしいだろうと。だからそういう一定の整理を今後していきたいという回答がされております。矛盾点が非常にいっぱい出てきております。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） それはまだ問題があるという認識の下で一応条例が通ると。で、その辺はきちんとした形であくまでもやはり市民の立場、市の立場、という形の中でやっぱりきちんとした客観的な形でやると、まあ最初だからですね。もし取りたいと思えば、低価格の値段で落とすということがあるのかないのか分からないけども、そういう問題も出てくるだろうと思います。金額だけでいくとね。だから誰にでもできるという話になってくるのですが、まあ団

体、NPOであるとか、その辺の方というのはどうなんですかね。例えば公園を委託する。全く公園に無関係の業者が例えば応募した場合、これは経験がないからいいのか悪いのか、そういうことも判断の材料になるのですか。まだ決まってないのですか。その辺は。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） まだそういう細かなところまでは決まってませんで、今回、平成18年4月から制度を活用して、今回公募するのは太宰府史跡水辺公園と北谷運動公園の二つだけだと。

（清水委員「二つだけ。」と呼ぶ）

○地域振興部長（石橋正直） はい。で、他のものについては、現状で文化スポーツ振興財団を指定管理者として契約をするということが決まっています。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 指定管理者制度というのは要するに、さっき言ったようにいろんな方で競争できると、市の方がこれは指定管理者になるけども、これはもうここにお任せしますよと、いう判断は公募する前にできるということですか。今の話からいうと。二つだけしかしないということとは。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） 29ページの第5条、公募によらない候補者の選定というのがあります。

（清水委員「ああ、あるわけね。」と呼ぶ）

○地域振興部長（石橋正直） はい。それでこの施設については公募しなくて、指定管理者と随意契約をした方が好ましいという判断がされれば、そういうふうな公募しないで指定管理者制度で指定管理者を決めるということになります。それから今まで振興財団と委託契約をしていたのが、今度は指定管理者と契約をする形になりますので、財団の見直しについては十分検討する必要があります。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 公募によらない候補者の選定というのは、それは市が決めるわけですよね。

（地域振興部長「そうです。」と呼ぶ）

○委員（清水章一委員） そうしたら、極端に言えば、理事長も競争しますと何かと言うけども、最初から競争する必要がないと思えば、できんことも逆にはできるわけよね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） ただ今回予定しています史跡水辺公園は公募するわけです。現在は市が文化スポーツ振興財団に委託しています。だから公募したときに財団がその公募に応じる形、競争をする。そういう公募する場合は財団も加入する権利があるわけです。そこで競争心理が発生します。



○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） じゃあそうすると、要は公募をするしないという選定の仕方、そこはどこでどういう形で、なぜこれは公募をするのかなぜこれは公募しないのかというのは、きちんと線引きしてはっきりしているのですか。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） 第5条にあります。第5条を読みますと、「第5条、市長等は、施設の性格、規模等を考慮し設置目的に沿った効果的な管理運営を行うため、または地域の活力等を管理運営に生かすことが必要と判断する場合は、第2条の規定による公募によらずに、指定管理者の候補者を選定することができる。」ということが書いてあります。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） いや、それは分かるんやけど、その線引きたい。仕方として公募によらないのがいい、公募した方がいいという判断は市長がそれは何かあるか分からんけども、よう分からんたいね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） 市長が決めることになります。

○委員長（佐伯 修委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 今回、史跡水辺公園と北谷運動公園を公募するという根拠、まだいっぱいありますよね。その根拠は、今、部長が言われた根拠は何ですか。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） 総務部長が昨日話してましたのは、既に史跡水辺公園的な施設については民間のスイミングクラブ等が運営している施設があると、それから北谷運動公園についても民間でしているところもあるから、当然公募していいんじゃないかという判断をしたということなんです。

○委員長（佐伯 修委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 今度は全部指定管理者にせないかんということになっておりますが、他の分は公募によらない選定ということで、文化スポーツ振興財団が全部指定管理者になるということですよ。

（地域振興部長「二つを除いてですね。」と呼ぶ）

○委員（中林宗樹委員） 二つを除いてですね。で、指定管理者となったときに、いわゆる文化スポーツ振興財団の中身は若干問題になってくるんじゃないかなど。今ですね、文化スポーツ振興財団は市から補助金をもらい、そして委託料をもらって運営しているわけですよ。そして今度は指定管理者になったら、これは独立でやっていかんわけですよ。で、今度は市の補助金なんかは出されないようになると思うんですよ。ですからこの条例の7条のいわゆる規定の中で、第7条の2項の5号、「本市が支払うべき管理費用」これは先ほどから清水委員が言われていましたように、やっぱりこれの算定については非常に難しくなってくる

と、そしてこの算定の仕方によっては、いわゆる文化スポーツ振興財団の組織自体から根本的に変わってくるんじゃないかなと、指定管理者制度によって、各施設に一つずつ指定管理者ができてきた場合、それならば今までの文化スポーツ振興財団の存在価値がどんどん薄くなっていくと。で、今年度の予算が確か2千万円ぐらい出るようになってますけど、この補助金はほとんどいなくなるようになるというようなことで、やはりこの文化スポーツ振興財団にしる、古都大宰府保存協会にしる、いわゆる今まで多額の委託料と補助金をもらっていた団体が、根本的に変わってくると。これは直接この公園条例とはあんまり関係ない、まあ全体的な話なんです。

(清水委員「関係あるよ。」と呼ぶ)

○委員(中林宗樹委員) やっぱりそこら辺を精査していくと、そして有料公園、水辺公園もここに入ってくると思いますけど、いわゆるそこら辺の管理委託手数料、それから補助金の対象にもなっているということですけど、そこら辺の減額、いわゆる補助団体の見直しもしていかないかんと思うんですけど、そこら辺については市として、どういうふうにご検討されておられますかね。

○委員長(佐伯 修委員) 地域振興部長。

○地域振興部長(石橋正直) 先ほども清水委員の質問に答えましたように、非常に今言われるような問題があります。だからその整理を実施までにはする必要があるということで、私たちは一定の理解をしております。今の現状を言いますと、市の地域振興部の文化振興係長が、参事ですけど、係長兼務の参事、そして兼務で委託しておりますいきいき情報センターの所長をしております。だからそういう矛盾点が今回は出てきております。それで、文化スポーツ振興財団を起こしたときは、この指定管理者制度がございまして、地方自治法は公の団体に委託することは可能ですよと、それがもう180度変わっているわけですよ。だからその辺の振興財団の今後の在りようまで検討する必要があると認識しております。

○委員長(佐伯 修委員) 清水委員。

○委員(清水章一委員) これちょっと公園とは関係ないんですけど、部長の答弁ですと13施設あると言ってましたよね、この前の本会議のときに。その中の2施設だけを今回は公募すると。で、それは平成18年4月という形でおそらく条例が通れば7月ぐらいに整理して、8月ぐらいから募集かけて、で、9月か10月、12月、議会の同意が要りますから、12月議会にはもう選定しとかないかんですよ、で、4月という形になるのですが、この二つだけなのかということ、今後将来的に更に増やしていく考えがあるかということ、それとスケジュール、それをちょっと教えてください。

○委員長(佐伯 修委員) 地域振興部長。

○地域振興部長(石橋正直) 昨日総務部長が答えてましたのは、今回は二つの施設を公募するけども、その例を見ながら今後公募できるものについては、公募していきたいというふうな答弁がされております。

(清水委員「あとこの二つのスケジュールについて。」と呼ぶ)

○地域振興部長(石橋正直) スケジュールまではちょっと。

(清水委員「分からない。」と呼ぶ)

○地域振興部長(石橋正直) はい。

○委員長(佐伯 修委員) 清水委員。

○委員(清水章一委員) でも、12月議会までには設定しとかないかんたいね、議会の同意が要りますからね、かなりの超スピードでやるしかないわけですよ。

○委員長(佐伯 修委員) 中林委員。

○委員(中林宗樹委員) 結局、今から整理をしていかにやいかんと、そして文化スポーツ振興財団は13施設あるうちの二つは公募するということですから、それもひよっとしたら受けられるかもしれない、受けられないかもしれない、その可能性もある。ただ今度は仮にその二つの施設が他の民間団体が受けるようになったとしても、あと11施設は文化スポーツ振興財団が受けとなりますよね。そうしたらこれの経営形態ががらっと変わってくるわけですよ。いわゆるどちらかと言ったら独立採算でやると、ですからこれからさっき言いましたように、いわゆる補助金の問題ですね。これは全部カットになるんじゃないかなというふうに考えるんですよ、そこら辺の整理を今からすると、そして条例をつくってそれを12月の議会で候補者選定を上げにやいかんということで、それすら今、清水委員からご質問がありましたように、スケジュールはどうなるとするのかというと、まだ決まっていないと、本当にあと3か月、4か月で、そこら辺までの精査はできるとですかね。そこら辺の見通しとしてはどんなですかね。せにやいかんということは分かっているでしょうけど。

○委員長(佐伯 修委員) 地域振興部長。

○地域振興部長(石橋正直) 総務部の方では綿密なスケジュールはつくっていると思います。

○委員長(佐伯 修委員) 村山委員。

○委員(村山弘行委員) 所管が建設経済常任委員会やから、総務部のスケジュール、まあここに総務部長が来ると所管外やろうけども、その辺はこの条例改正をする中で、議論の中で当然スケジュールとか、今お二人が言われたようなことは、質問があるというふうに想定できたと思うんよな。そういうものは総務部長からもろて、例えば提起があったときは出せるような体制というかね。そうのもっといてもらいたいなというのと、先ほどとりあえず二つという話やったけど、例えば北谷運動公園と梅林アスレチックスポーツ公園はどげん違うのかなと、全部せれと言いきるわけじゃないですよ。この二つの根拠は民間でもやりよるからということであれば、北谷運動公園がよくて、梅林アスレチックスポーツ公園は今回はずれたという意味も分からんし、それから例えばルミナスですね。貸部屋業なんて民間でいっぱいしよるんですよ。あそこいっぱい貸部屋があるですたいね、それも民間でもしよるといふ、だから民間でしよるからこの二つはというのが、どうも説得力がないような、民間は運動場でしよるところもあるんやから、だから北谷運動公園は民間でしよるから、今回入れるというならば、梅林アスレチ

ックスポーツ公園が今回なぜ対象にならなかったのか、あるいは大佐野スポーツ公園、メモリアルパークの下、そこは何でならなかったのか、それからルミナスなんてのも、貸部屋業というのは民間でいっぱいしよるのやけども、そこはなぜ今回ならなかったのか、事務が繁忙になるからしなかったのか、そういう具体的な根拠を聞かんとね、今ひとつ私たちを説得するものが欠けるような気がするけどね。ただ民間がしよるからじゃね。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） 13施設をもっているそれぞれの所管があるわけですね、その所管から調書が出ております。これは公募すべき施設だ、これは公募はできないとか、そういうのを13施設上げて、で、公募をできるというものがその他にもいくつかあります。二つだけじゃなくてですね。しかし、今回についてはその二つだけに限定して公募しようと。その公募して3年間なら3年間の契約をするわけですが、その状況を見ながら広げていこうという見解があります。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） そうすると、平成18年4月から、極端に言えば財団が取ってしまえば、今までとどう変わるか分からんけども、指定管理者という形になっても何も変わらんという話たいね。様子を見ていくということになってきたら、3年間様子を見ると言うけど、そのまあよそが取れば、またそれで推移を見るということになるだろうけど、二つの中で取った場合は限られた形でやりますので、何か3年間そのままいくのかなという感じがするわけですけど、その辺は、例えば民間で取ったとしても、3年間の推移を見てその方になるのかね、取り合えず、1年間、平成18年4月からスタートして、まあこれが契約が3年間になるかどうか知りませんが、その中で例えば半年ぐらいで。半年ぐらいなら早めに判断せないかんですよ。そうすると、平成19年4月からもう少し枠を増やすという方法も考えられる。まあいろんな選択肢があると思うんですが、その辺も何か一つ整理できていないような感じがするんですけど。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 指定管理者そもそもが、私ども十分承知しておかなければいけませんけども、一応、市の部長会の中、あるいは庁議の中で、これを選択していった理由は、やっぱり50いくつかやっぱり市の中に施設がございます。保育所辺りまで入っております。で、その中でやっぱり民間が入って利益というか、続いていかなければいかんという基本的な判断、それが郵政の一部民営化じゃございませんけども、できるだけ行政が民間に委託できるものがないかというような、今度法律の改正ですと大きな流れできていて、今やっておるということで、他の自治体もまだ不透明さがあって、私たち官庁速報とかでなつたところを聞きよりますけど、やっぱりいくつかやつつやっつていこうと、それはやっぱり不透明なところがあって、やっぱり3年間委託したけど、続かんよということで倒産するかもしれん。そういう場合も見通して、全部できる分をやるということが、やっぱり一つ危険な部分もあるということで、あえ

て、今回二つぐらいならやっぱりやれるんじゃないかという見通しのもとに、今回選択していた経過があります。確かに委員さんおっしゃるようなところで、ここはしてここはせんという所があるかと思えますけど、今回似たような所を一つして、あるいは3年して、そして入札するときの仕様書の作り方が難しいということは、総務部の方で申しておりました。どこまで民間にさせるのか、あるいは補助金をやりよった部分をどう削って、ここだけを入札してこの中で利益を生んで、もちろんサービスも良うならんといかんという部分もございますので、そこら辺も試行するところがありますので、そこら辺も含めて今回2か所、しかも3年というようなところでやろうということで、今これを来年の4月からしようと、仕様書作って公募しようということでもありますので、一気にここでできる分全部やれば法律に沿って理想的なんでしょうけども、そこら辺ちょっと様子見という部分もあるというふうに思っておりますので、やっぱり始めて3年後、さっきおっしゃいますように財団の在り方も、いろんな部分も今やっている部分を一つずつそういう指定管理者を入れていくというようなことになると、確かに形も変わっていくと思えますし、またそれが国の狙いかもかもしれません。そういう部分を民間にも取らせようということもございますので、ちょっと説明にもなりませんけど、私はそういうふうに捉えて、今回、二つ踏み切るというふうに理解しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） そういうことでよろしいですか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） それとですね、今回、指定管理者にしたところの目的がもう一つあると思いますけども、いわゆるNPO団体をやはり使って、行政コストを下げろという目的も一つ私は潜んどると思うんですけどね。いわゆるこういう指定管理者に指定するような施設は、いわゆるそこには利用者団体が必ずおられるんですね。そしてその利用者団体がNPO団体として設立されていけば、やっぱりその利用者団体がボランティアでそういう施設の運営ができる。やはりここら辺で、今市には「よか倶楽部」というのがありますけども、やはりここら辺を今後育成して行って、やっぱりそこら辺にいわゆるよか倶楽部に関する体育施設関係は、やはり指定管理者になってもらって、ボランティアで運営していくというような方向でやっていけば、相当行政コストは下がってくると思うんですけどね。やはりそこら辺を今後ボランティア団体の育成について、どのようにですね、ただ民間に任せると、ただ事業者に任せるというのではなくて、やはり私は今後その指定管理者制度をやっていく中では、必ずこのNPO団体がやっていくと、そして行政コストを下げるというのが最終目的となってくると思うんで、やはりこのNPO団体を育てるということで、やはり「よか倶楽部」辺りを早くNPO団体、それからボランティア促進会ですか、これは現に今NPO団体への移行をにらんで動きがあるようですが、やっぱりここら辺の育成についてどのように考えておられますか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 行政コストを下げ、サービスを上げてというのが、基本的には最終的な

狙いでしょから、そういうNPO、そういう部分が入れるような経営見通しといいですか、そういうものが判断できれば、それは非常に参加していただいていいこの指定管理者制度じゃないかなというふうに思います。ただNPOですから、コスト料金、その経営自体が少ないと、ついでには財政の方に一部補助金あたりが入ってくるならばですね、また元と同じ状態になるという可能性もありますので、そこら辺は十分回りを見ながら判断していくというふうに考えております。

○委員長（佐伯 修委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 素朴な疑問ですけども、この指定管理者、例えば北谷運動公園を公募して受けて、今言われましたように、利益が出ないとやっていけないんですけども、本当に利益は出るんやろうか、あるいは本当にやっていけるんだらうかというような疑問が出ます。それで、今、使用料が決まっているんですけども、どうしてもやっていけないから、使用料を上げたいと言われたときには、どう対応されるのか。それからもう一つは、いくら試算してもこれは利益は出ないよというふうになって、公募が全くなかった場合はどうされるのか、今委託しております、中林委員が言われましたように、補助金とかいろんなもので対応されています、そういうのがなくて民間で受けた場合に、本当にやっていけるような見込みは立っているのかどうかというのが、ちょっと素朴な疑問ですけども、お尋ねしたいと思います。

○委員長（佐伯 修委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（石橋正直） 私が答えるべきかどうか分かりませんが、例えば北谷運動公園を公募にAという企業が受けた場合に、そのAという企業は有効利用するわけですね。例えば野球場に少年野球指導育成の教室を開いたり、そしてそこで会員を募って会費を取るとか、そういう発想の転換が必要になるんじゃないかなと思います。ただ、今の施設を今の管理しているような形で進めるというのは、それは黒字を生み出すことはできないと思います。それから振興財団が北谷運動公園を公募に応じてやった場合、今のままではやはり黒字はでないということになるかと思えます。それから料金の設定については、あくまでも市の条例の範囲内ということに、仕様書の中ではつくるというふうに聞いております。

○委員長（佐伯 修委員） ちょっとここで暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時48分

○委員長（佐伯 修委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第54号について他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○委員長(佐伯 修委員) 次に、日程第3、議案第58号、「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

当委員会所管分について、審査を行います。

補正予算書8ページから11ページの8款、土木費、4項、都市計画費ついて、執行部の補足説明をお願いします。

○区画整理課長(大内田 博) 佐野土地区画整理事業の今回補正に上げてますのは、節の組替えでございます。今地権者と協議をする中において、市が工事をする予定にしておりました宅地の土留め工事を地権者の方との協議の結果、本人施工ですという協議が整いましたので、今回工事請負費80,000千円を減額いたしまして、22節の補償、補填及び賠償金の方に80,000千円組替えるものでございます。件数としては10件を予定しております。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) なければこれで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長（佐伯 修委員） 全員挙手です。

したがって、議案第58号の当委員会所管分について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 請願第2号 市道（鶴畑－芝原線）と市道（芝原－朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書

○委員長（佐伯 修委員） 日程第4、請願第2号「市道（鶴畑－芝原線）と市道（芝原－朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」を議題といたします。

本請願は6月3日の本会議において、紹介議員の武藤議員から趣旨説明がありました。

また、本請願は、請願者他461名の署名があります。

ここで、お諮りします。

本日、請願者が本請願について意見を述べることを希望したいとのことですので、現地調査終了後、執行部からの説明を受けた後に、別室にて委員会協議会として、請願者から意見聴取を受けることについて、後ほど委員会協議会で協議してはと思いますが、これにご異議ありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 請願者の意見を休憩中に聞くということですか。

○委員長（佐伯 修委員） はい。休憩して意見を聞くということです。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 意見を聞くかどうかを含めて委員会協議会でということですか。

○委員長（佐伯 修委員） 請願者の意見を聞くということを委員会協議会で決めてはどうかということですか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 今日、傍聴にいられていた方から意見を聞くということだけでしょ。

○委員長（佐伯 修委員） はいそうです。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 委員会協議会で請願者の意見を聞くことを決めるのか、それとも請願者からの意見を聞くことを決めるのか、どちらですか。

委員会協議会で意見を聞くことを決めることはやぶさかではないけど。請願者が来とるわけですよ、その人の意見を。請願の趣旨説明を我々が受けるかどうかを委員会協議会で議論することについては、僕はいいと思うたい。

○委員長（佐伯 修委員） だからそこまでです。

○委員（村山弘行委員） 聞くか聞かないかを委員会協議会で議論することはいいと思います。聞



くことを前提でということになると、私はちょっと異論がありますが。

○委員長（佐伯 修委員） ですから、聞くことにするかを委員会協議会でと。

ここで、暫時休憩します。

再開は午後 1 時からとします。

休憩 午前11時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1時00分

○委員長（佐伯 修委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

請願者の意見を伺うことについては、紹介議員と請願者の関係があること、請願文書によって十分主旨が理解できることから、請願者からは意見を伺わないことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、請願者の意見は伺わないことに決定しました。

それでは、日程第 1 で決定したとおり、これから委員会を暫時休憩し、現地調査を行います。

現地へはワゴン車を使用します。

建設部長の同乗をお願いします。

委員の皆さん、建設部長は、庁舎東側に13時5分までにお集まりください。

また、委員会の再開につきましては、現地調査終了後にご連絡いたします。

それでは、ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2時33分

○委員長（佐伯 修委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、まず執行部からこの請願に関する経緯を説明いただきたいと思います。

建設課長。

○建設課長（武藤三郎） それでは、県道観世音寺・二日市線に伴いますところの「市道（鶴畑一芝原線）と市道（芝原一朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どりの通行願う請願書」についての経緯を説明いたします。

この県道観世音寺・二日市線につきましては、ご存知のように西鉄二日市駅東口から延伸、および拡幅に関する要望書を筑紫野市と連名によりまして、平成14年10月に土木事務所、および本庁へ郵送しているところでございます。また平成15年3月には、おかげさまで西鉄二日市駅東口まで県道観世音寺・二日市線の一部が供用開始となりました。また4月には、東口も開設となり駅周辺の利便性は以前に比べると一段と向上しております。更に駅東口から市道御垣野・隈野線までの延伸事業、それから榎社から国道3号線までの拡幅事業につきましては、現

在、県、市、西鉄を含め、完成に向けて計画通り事業を全体進めているところでございます。平成17年度完成予定の延伸区間、県では1工区と言っていますが、おかげさまで文化財の発掘調査も現在終わっておりまして、現在新設踏切道、および道路本体工事の詳細設計が現在なされておるところでございます。

今回、請願が提出されました西鉄都府楼前10号踏切につきましては、平成17年度工事を予定しております駅東口から西鉄太宰府線を平面交差し、西鉄車庫跡地を通り、市道御垣野・隈野線に接続します約290mの工事に伴いまして、西鉄太宰府線と平面交差することにより、幅員約14m新設踏切が増設されるわけでございます。踏切の増設につきましては、踏切事故等の多発化から、国の踏切道における交通の安全に関する施策における踏切道統廃合促進の通達がなされております。また鉄道管理者も新設踏切は踏切を増やすことになるため、基本的には最寄の踏切を統廃合することが条件となっております。

当該踏切は西鉄大牟田線と太宰府線に掛かっており、長いうえに4.0m弱の狭い踏切であり、バリアフリー対策の点からも安全性に問題があるとされております。更にこの踏切が請願の要望として書いてありますように、新県道581号線、つまり県道観世音寺・二日市線のごでございますが、その県道と接合された場合、今までは事故が1度もなかったと言われておりますが、今以上に人と車がこの狭い踏切を往来するようになり、安全上非常に危険であると判断しております。この踏切を今日まで長い間皆さんの生活道路として、また商売等の道路として利用してある方には大変ご不便をかけることは十分承知しております。そういうことから西鉄二日市駅東口、駅周辺への施設等へ利用者の確保を図るため、歩行者専用の踏切として確保したいと考えております。これにつきましては、県、西鉄との協議をしております。車での利用の方につきましては、少し遠回りになり、ご不便をかけるかと思いますが、最寄の踏切を利用させていただきたいと考えております。この踏切工事が遅れますと、平成17年度完成予定の1工区、東口から市道御垣野・隈野線までの工事が遅れてくることになり、ひいては3号線までの拡幅計画にも非常に影響が出てくるのが懸念されます。また地区道路整備事業も平成17年度完成となる予定で、そうなりますとこの市道御垣野・隈野線から、新しく延伸されます県道を通り、西鉄二日市駅東口とつながることになり、地区道路整備事業を含め、まちづくりの方針から、この県道観世音寺・二日市線の計画部分の線が必要となってくるわけでございます。そういうことで、この踏切がこれから先今以上に車が増えることについて、安全上に問題があると考えております。付近住民の方には大変ご不便を感じられることはじゅうじゅう分かっておりますが、これからの駅周辺のまちづくりにご理解とご協力をお願いしたいと思っております。以上が経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） 説明は終わりました。

これから、紹介議員の説明、先ほどの執行部からの説明を参考にいただき、本請願に対する委員の皆さんから意見を伺います。

それでは、ご意見を申し上げます。

清水委員。

○委員（清水章一委員） 都府楼前10号踏切があつてですね、鶴畑・芝原線からこの都府楼前10号踏切を渡り、これが二つ、要するに市道大名道・芝原社宅線、要するに東口の方に行く道と、それから市道般若寺・芝原線という二つに分かれているわけですね。で、先ほど現地での話しによりますと、この県道ができることによって、市道般若寺・芝原線はもう通らないという形でここはもう廃止になるだろうと、今、現在この都府楼前10号踏切を右側に行くということは、今、車通行止めがあるわけですが、この都府楼前10号踏切を残したとした場合は、どういう形で県道に抜ける道があるのかなと。残った場合、車道を残した場合。二つ道が分かれてますよね、左側の般若寺・芝原線はもう廃止になる、右側の方は通行止めという形になるわけですが、これを残した場合は、結局車はどっち側の方に行くという形になるわけですか。

○建設課長（武藤三郎） この都府楼前10号踏切が最終的には、そういうことで歩行者専用路踏切となった場合にですね。

（清水委員「いや、今のままとして残した場合ですよ。」と呼ぶ）

○建設課長（武藤三郎） 車道として残した場合。

基本的にはこれは、この市道般若寺・芝原線につきましては、この踏切や県道によって道路が寸断されますので、これからの車の出入りはちょっと非常に難しゅうございます。

（清水委員「左側にはね。」と呼ぶ）

○建設課長（武藤三郎） はい。

そうするとおのずと、この踏切の車両の通行はできなくなるわけでございますので、そうした場合車両は都府楼前10号踏切の手前の方に9号踏切があります。それから榎社の、ここにはちょっと載っていないのですが、榎社前の踏切がございます。そちらか西鉄二日市駅を過ぎて、朝倉街道の方に大牟田線を下ったときに、すぐ踏切がございますね、県道と接した所。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長よかったら、壁に地図がありますので。

清水委員。

○委員（清水章一委員） だから、これをそのまま、今、おっしゃるように、10mを残してくれという声があるわけですよ。これを残した場合ね、今、もうこっち（般若寺・芝原線）は廃止すると決まっているわけでしょ。こっち（大名道・芝原社宅線）は今通行止めになってますよね、これを残した場合、車はどっちに逃げるんですかということを知りたいわけですよ。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） これは車で行くことはできません。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） 行くことできないわけね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 歩行者専用道路として残します。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですか清水委員。

（清水委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） この踏切はもう100年近い歴史があるわけですね。西鉄ができて以来。まあそれはいいんですが、先ほど建設課長の説明の中で、この県道観世音寺・二日市線に大きな影響があるだろうと、どう影響があるか、どういう根拠があるのか、そこら辺の説明をしていただけませんか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 影響が出るということで、課題として残るのが基本的には車道を県道に接続すると、まず、今現在もう既に県道延伸部分の法線が決まっております。その分の最初からの設計の見直しが出てきます。それから、新しくできます踏切の設計をする前に西鉄、県、太宰府市との3者の基本協定を現在計画中ですが、その分の見直しも出てきます。そうすると、この踏切の設計が遅れてくるということになります。それともう一つがその都府楼前10号踏切から、仮に直接新しくできる県道に車道を付けるとなると、新しい用地の確保、車道用地の確保がでできます。それと同時に、この都府楼前10号踏切の今の現状の幅は非常に安全上、危険ということですから、その踏切の拡幅改良も発生します。

そういうことでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 大体、基本的に統廃合という問題は、まあ1対1ですね、だけどこれは1対2になつとるけんね、実際、二つ統廃合するわけですね。一つはもう100%没で、二日市2号踏切はですね。それからこの都府楼前10号踏切については、歩行者、自転車、これは可能だと、それは今まであなたたちのご努力によって、全面廃止を歩行者だけでも通行できるように交渉してきたと、そういう話を聞いておるわけですけど、大体、私も当初この問題については、地区道路整備事業促進協議会の顧問ですから、当初から2対1はおかしいじゃないかと、統廃合は1対1が本当の統廃合じゃないかと、そういうふうに言ってきたんですけどね、最善の努力をしてくださいよと、いうことを言ってきたんですけど、それもだめということですけど、やはりこの問題、どこが一番、統廃合してくれと言いつけるのか。県もあるでしょう、それから警察も西鉄も、そこら辺はいったいどこら辺からそういう声が出てきたのかね、西鉄はやっぱり1か所でも、そういう離合できない踏切は事故も多いから。自転車を覆社の所の踏切に置кинしゃった人がおらっしゃたですね、そういう問題も出てきたしね、西鉄は踏切は1か所でも潰したいというのが本音ですけどね。どこら辺から声が出ているのですか、警察ですか西鉄ですか、県ですかこれは。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） これは本来、基本的には国の通達の踏切統廃合の促進というのがありますが、基本的には最終的にはこの踏

切の管理者、それから警察です。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですか。

（田川委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（佐伯 修委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 再確認ですけど、歩行者専用としては残すというふうにとというのは、希望ですか、決定ですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 当初は基本的にはもう踏切を、JRもそうですが、踏切を増設することは基本的には認められないんですね。やっぱり安全上からですね、基本的スタンスは統廃合というのが基本スタンスなんです。で、当初これもそういうふうに通廃合が発生することの場所は分かっておったのですが、西鉄の考えとしては、両方とも潰すつもりでおったんですよ。で、ただ、都府楼前10号踏切につきましては、東口ができて、その関係で芝原地区の方が非常にあの踏切を使って、東口、あるいは駅周辺の施設に買い物とかに行かれるから、それはだめですよと、全部がですね。せめて歩行者が通れるぐらいの踏切としては、残してもらわないかんですよと、それは西鉄も了解いたしております。

○委員長（佐伯 修委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 残るということですね。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） はい。それは西鉄は了解しております。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） さっきの質問の続きですけどね、結局、最初の説明では車が通る踏切を残すと安全上問題があると、だからこれは道路を狭めますよと。で、先ほど僕が質問した分に関しては、広く残ったとしても車の通る道じゃないわけね。両方ともいけないわけですよ。そうするとその安全上に問題があるという意味がよく分からないのですが、結局、車はもう通れないのでしょ、実際10m残したとしても。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 車を今の現状の踏切の幅で、新しく県道に接続すると、今度今以上に往来が激しくなりますね、車も人も。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員。

○委員（清水章一委員） そうすると、踏切を残すということと、今言う新たにまた県道に接続する道路をつくるという話ですか。要するに二つとも車が、県道に接続できる車はないわけですよ、従来線は。左側も廃止になるし右側も今、通行止めになっていると、だから車が入ったって県道に接続する道がないじゃないですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 結局、今の状況で新しい県道に接続するというにすると、今以上に

車が増えますよね。今は車が往来しているのですが、やはり県道ができることによって、新しく交通量が増えますよね。

○委員長（佐伯 修委員） ちょっと今、意見の調整をしますけど、清水委員は要するに現状ではもう踏切そのまま、車道で車が通って渡ったら行く所とがないでしょということです。だからその状態では残しとっても意味がないかならうかということをおっしゃってます。

建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 踏切自体は残ります。

○委員長（佐伯 修委員） だから車が通る踏切を残しての意味がない。車が通れる道がないならどうせ行かれんけんということですけど。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 車は行かれんやろうもん。左は潰して右に通行禁止の車止めがあるならば。

○委員長（佐伯 修委員） よかったら建設部長、答弁をお願いします。

建設部長。

○建設部長（富田 譲） ちょっと図面でいいでしょうか。

ここに新たに県道を通しますと、ここに踏切ができて、ここに新たに交差点が発生します。ここに交差点をつくることは、もう100%だめという、これは警察の強い指導でございまして。ということは、車でこの市道般若寺・芝原線を行くことができません。で、そういうことからいきますと、この踏切の車道を取るという意味合いがなくなります。

（「それよ聞きよるのは。」と呼ぶ者あり）

○建設部長（富田 譲） それで、ここで基本的には人道だけで車道については、今回非常に申し訳ないのですが、人道だけにするというような方針立てで進めております。

○委員長（佐伯 修委員） 清水委員分かりましたか。

清水委員。

○委員（清水章一委員） それは分かっています。だから踏切を残すと安全上問題があるというから、何も問題がないんじゃないの、車が通らんちゃからということについての説明を聞きたいのです。

だから、この請願の中にある3番目に、左側も難しい、右側も難しい、だからこの真ん中に市道を通せという話があるんじゃないかということを知りたいんです。このところの話をしないと。ただ残せというだけの話じゃないでしょ。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 請願の第3で要望として、県道にタッチするということが上っております。で、確かに私も直接意見をお聞きしました中で、それこそ何かいい案はないかというような分含めて、頭ほげるほど毎日考えよるんですけども、こちらからこちらに移るということの中で、確かにここで県道にタッチさせるということにしますと、そこにお示しとするような課

題が、資料のレジメの方をちょっと見ていただいたら、一番最後の6番でございます。この前提条件として警察と西鉄と県との了解が基本的に必要でございます。で、それでも非常に困難ですけれども、つくったといたしましても、そこに4点ほど述べておりますような、先ほど担当課長が申しましたようなことを再度クリアしていかにかいかと、ひいては、こっちの方の道路法線までも見直ししないと非常に危ないというようなことが発生いたします。ですから、特に西鉄さん、それから市、それから警察が言っておりますのは、ここの往来が今以上通るということについては、非常に難しいという見解が強うございました。そういうことで、本当、何か代替がないかと思ったんですけれども、今のこちらの踏切をどうかするということでは、今のところちょっと見当たらないということでございます。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 建設部長。これは今までの話では絶対だめ。だからここに踏切があるわけでしょ、この踏切はもう私も当時実際ね、危ない、えづい、だからこれを拡幅するとか、そういうふうな条件整備で何かできんのかな。この踏切をもう少し広げるとか、通りやすくするとかね。私はそれしかないやろうと思うとやけど。地域住民がこれで満足するか満足せんかそれは分からん。だがしかし、代替としてこの踏切をもう少し整備するとか、そういう方法はできんのかということですけど。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） おっしゃった考えは確かに私たちも、あれやこれや検討した中の一つでございますが、それもやっぱり広くするということになると、同じような統廃合の考え方がないと、管理者であります西鉄さんの方が、うんと頭を立てに振ってくれない。まして横に榎社の所にも踏切がございます。そこで私どもは一緒にならんかなとか、検討した中でございますけれども、この都府楼前10号踏切の方々の意見、目の前の今まで通りよった所の解決にはちょっとやっぱり直接の回答には難しいかなというふうにと。そういう考え方の過程は踏みました。

○委員長（佐伯 修委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 私はそういうふうには思っていないわけやけど、それで地域住民の方も全然ないより、少し離れた所にでもあった方が、それは利便性としては全くないということはないんじゃないかなと思いますがね。まあそういうふうな話で今後の西鉄との交渉の中で、少しでも整備ができたらと、そういうふうの一つ努力をしていただきたい。

○委員長（佐伯 修委員） 建設課長。

○建設課長（武藤三郎） 今の田川委員のお考えですが、それも一つの案だと思います。そういうふうにしてその踏切が少しでも、そこは都府楼前9号踏切でございます。そういうふうな今案を言われましたように、今後そういったことも含めてまた西鉄ともお話を、協議をしていかんかと思っております。

○委員長（佐伯 修委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 現地調査させていただいて、先ほど踏切が危険だというようなことの中で、やはり太宰府線と大牟田線とのちょうど重なっている所に踏切があるんですよね、それで例えば向こうから来た場合に、ちょうど前の道に出ようとしたときに、車が例えば多ければ当然、踏切の中で停車しなければなりませんよね。そうするとエンジントラブルで止まったりとかですよ、さっと抜けられないからですね、そのときに電車が右左から太宰府線と両方重なりますので、非常に密度が濃いから、ちょうど停車しているときに踏切の遮断機が下りてくるんじゃないかなということで、非常にその辺の危険性もあるわけですね。で、先ほど話聞きますと、やはりあの踏切もだめ、都府楼前10号踏切もだめ、先ほど都府楼前9号踏切もだめということの中で、その踏切も全然扱うことができないということになりますと、非常に代替案ですけど、線路に沿っている道が大体が狭いんですよね、だから車そのままずっと抜けることができないですね、やっぱりお互いが待ち待ちしながら抜けていかなければなりませんので、あれを少し拡張してですよ、あそこの都府楼前9号までですよ、あそこを自由に通れるように広げれば、車を使用してある方なんかでもスムーズに、街路ができるような方向でも取られないのかなという気がいたしますけど、いかがでしょうかね、その辺は。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 今説明でそこを通られなくなるなということで、そうしますと東口にも両方にも行けるということで、行ってくださいというようなお願いはいたしましたけども、そういう西鉄の方も狭い、榎社の方の狭いということで、やっぱり今おっしゃったような考え方、あるいはちょっと離合の広場をつくるとか、そういうふうな考えは検討の中でいたしております。ただ、もう一つの考え方の中で、西口、あの踏切からちょっと行くと筑紫野市でございます。筑紫野市と東口をつくるための駅周辺の連絡協議会というのを立ち上げておりまして、これをずっと続けることによって、東口が今実現したわけでございますけども、西口の考え方の中に、今、それこそ警察の派出所がありますそこら辺までをですね、何とか、隣の市域でございますけど、まだ同じような考えの中で、考え方を提案して今後検討していくというようなことも、必要じゃないかなというようなことは内部でも論議しているところでございます。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） どなたか。中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 大体ここの踏切の状況、それから課題、いろいろ分かりましたけども、こういう話を地元、この資料を見ますと、平成16年3月に地元説明会を1回されたと、それから平成17年3月に地区道路整備促進協議会というのがなされたというふうにありますけど、この請願が出てきたということは、まだこの踏切についての説明が、ちょっと足りなかったんじゃないかなと思いますけども、そこら辺はどういうふうに、今、いろいろお話になったようなことを、きちんと説明なされたのかなという気がしますが、そこら辺はどうなんでしょうか。



○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 今のご意見については、本当に十分に地元住民に説明したかということについては、申し訳ないんですけど、十分ではなかったかというふうに思っております。工事に入る前、それにはちょっと書いておりませんが、東口ができる平成13年に一度、それから、今度延伸の工事をするときに、平成16年3月ですか、そのときに区長さんを通じてご案内させていただいて、説明会をしたというのが現状ではございます。で、そのときに来られなかった方たち、まあそういった方たちについては、市の方から個人個人に別途説明したという経緯はございません。まあ説明会の中で、今のような統廃合はいたしますよと、これはもう協力はしてくださいと、まあその東口、西口は、市としては南の玄関口という複社を通して新3号線までタッチする構想計画とか、そういうものを説明では申し上げまして、その中の一つとして、ここを通すにはこういう条件ということで、来られた住民の方には説明をしたというのが実状でございます。

以上でございます。

○委員長（佐伯 修委員） どなたか。中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 住民の方ということで、役員の方々と思いますけども、やはりこの周辺で、やはり事業されている方、それからこの踏切をよく頻繁に利用されている方々についてのですね、やはり地元説明がもう少し必要じゃなかったのかなと思いますけども、市の方でいろいろやりますけど、常についてくるのが、どうも事前説明が足りないと、今も部長がお認めになっておりますけども、やはりしっかりこういう市民生活に直結するような問題については、やはり事前にもう少しきっちり説明をしていただけたらと思いますけど、そこら辺いかがですか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 先ほど申しましたような考えを持っておりますので、今後の新しい事業、そういう部分についても、十分に地元で説明をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（佐伯 修委員） 続いてどなたか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 実際この工事がですよ、今、発掘調査が終了して、私たちが聞くところによると、実は3億円ぐらいかかるらしいですね。その15%が太宰府市の負担。そういった中で、もし採択に賛成することになると、この請願が採択されたということになると、どういうふうになるか、そこら辺の経緯をちょっと説明していただけませんか。どういう支障が生じるか。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 今その説明書の方に、現状というところがございます。2番目にですね。先ほど建設課長が説明申しましたように、その踏切の協定書を結びまして、それは既に準

備をいたしております。で、今こういう請願が出ていますことから、県の方と協議いたしまして、暫時中断いたしております。で、今議会の結果をもって、また県の方にお知らせするということがございますので、やはりその協定書の中には、踏切の統廃合等を明記いたすようになっておりますから、その期間だけ、あるいはその話がつく方、どうなるかということまでは考えておりませんが、その分だけ事業期間が延期するということは間違いないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですか田川委員。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 実際この工事がですよ、まあ私は11月だと聞いているから、11月に即工事に取り掛かると聞いておるけども、そこの工事、ずっと契約するまで先送り、それがされるということですね。11月の工事が実際いつになるか分からんということでしょう。

○委員長（佐伯 修委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） はい。そういうことでございます。

その協定書ができると踏切の設計、工事に入れないということが出てきますので、ひよっとすると来年に繰り越しというようなことも出てくるかと思っております。

○委員長（佐伯 修委員） よろしいですか。

（田川委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（佐伯 修委員） 他にご意見はございませんか。

よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで協議を終わります。

それでは、ここで本請願に対する公平な採決を行うために、傍聴者には退室をお願いします。

（傍聴者退室）

○委員長（佐伯 修委員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号「市道（鶴畑－芝原線）と市道（芝原－朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」を採択すべきものとすることに賛成の方は、挙手願います。

（挙手なし）

○委員長（佐伯 修委員） 挙手なしということで、本請願を採択すべきものとすることに賛成の

方はおられません。

したがって、請願第2号は不採択すべきものと決定いたしました。

〈採択 賛成0名、反対6名 午後3時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（佐伯 修委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査等は、すべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、委員会所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣要求書の提出につきまして、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐伯 修委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、および委員の派遣要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午後 3時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 17 年 8 月 25 日

建設経済常任委員会 委員長 佐 伯 修